

新潟市学校給食費等の管理に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 9 号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校における学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (3) 後期課程給食費 中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒に対して実施する給食に要する経費のうち、生徒の保護者等（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が負担すべき経費をいう。
- (4) 教職員等給食費 児童又は生徒以外の者であって、学校給食と同等の給食を受ける教職員その他市長が必要と認める者（以下「教職員等」という。）が負担すべき経費をいう。
- (5) 学校給食費等 学校給食費、後期課程給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

- (1) 学校教育法第16条に規定する保護者 学校給食費
- (2) 生徒の保護者等 後期課程給食費
- (3) 教職員等 教職員等給食費

2 前項の規定により市長が徴収する学校給食費等の額は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第4条 前条第1項各号に掲げる者は、当該各号に定める学校給食費等を規則で定める日

(以下「納付期限」という。)までに納付しなければならない。

(督促)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める学校給食費等を納付期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

(遅延損害金)

第6条 第3条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める学校給食費等を納付期限までに納付しないときは、当該学校給食費等に係る遅延損害金を納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算及び減免については、新潟市債権管理条例(平成26年新潟市条例第9号)第9条に規定する私債権の遅延損害金の例によるものとする。

(学校給食費等の免除)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、学校給食費等の一部又は全部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。